

平成28年度第2回事業評価委員会資料

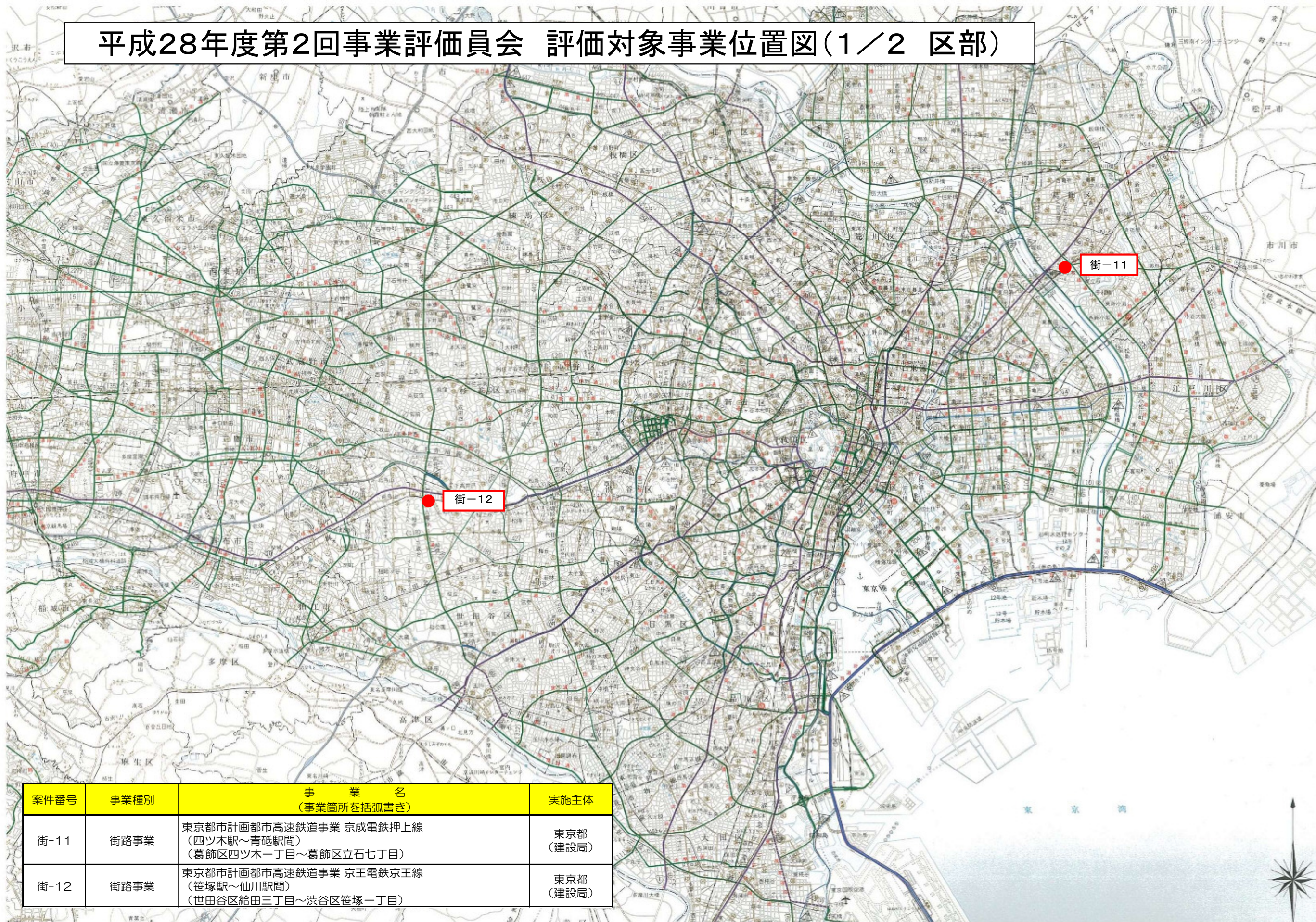
評価対象事業案内

平成28年 8月23日(火)

目次

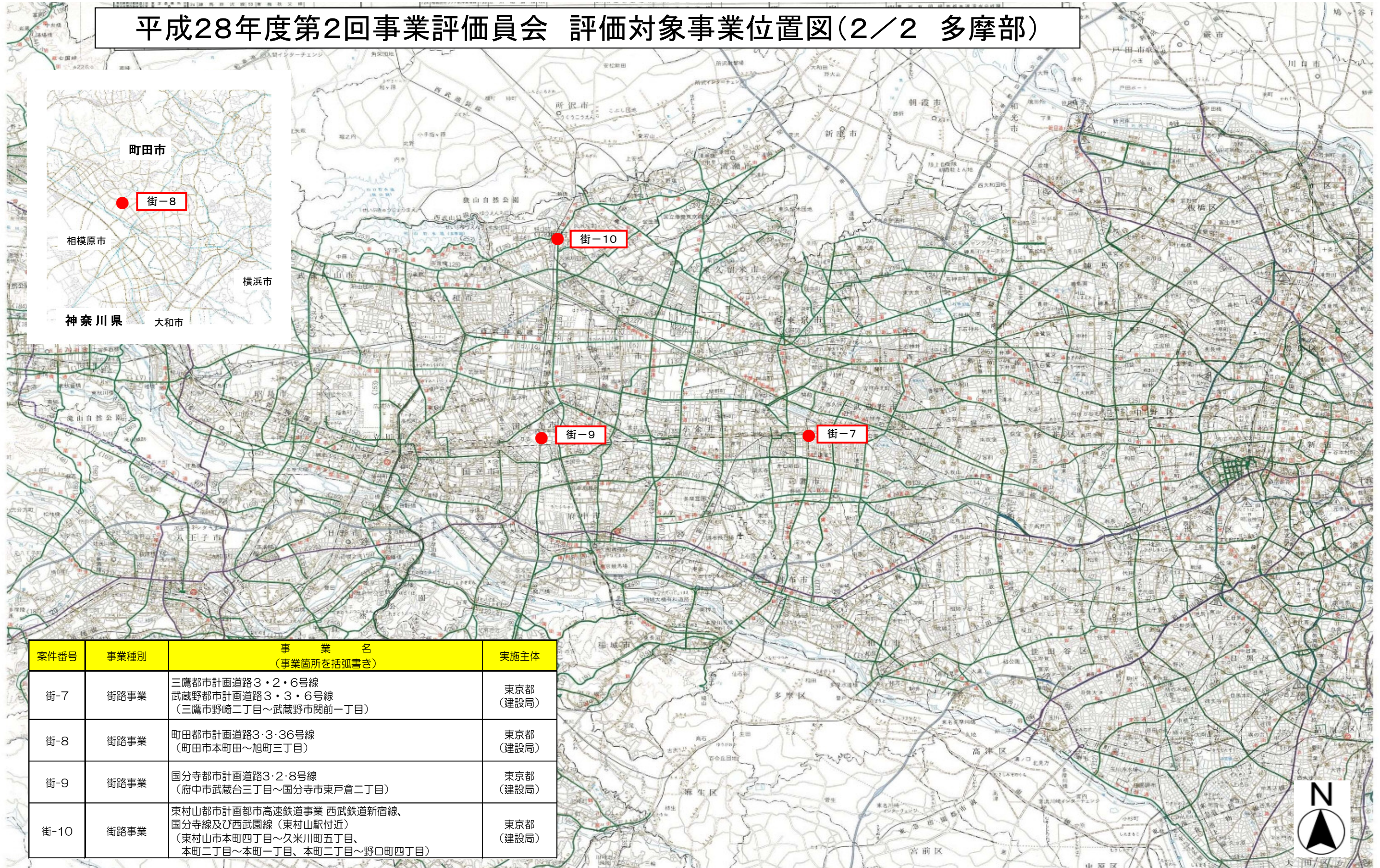
	平成28年度第2回事業評価委員会 評価対象事業位置図	P. 1
1	三鷹都市計画道路3・2・6号線 武蔵野都市計画道路3・3・6号線 (三鷹市野崎二丁目～武蔵野市関前一丁目)	P. 3
2	町田都市計画道路3・3・36号線 (町田市本町田～旭町三丁目)	P. 5
3	国分寺都市計画道路3・2・8号線 (府中市武蔵台三丁目～国分寺市東戸倉二丁目)	P. 7
4	東村山都市計画都市高速鉄道事業 西武鉄道新宿線、国分寺線及び西武園線 (東村山駅付近) (東村山市本町四丁目～久米川町五丁目、本町二丁目～本町一丁目、 本町二丁目～野口町四丁目)	P. 9
5	東京都市計画都市高速鉄道事業 京成電鉄押上線 (四ツ木駅～青砥駅間) (葛飾区四ツ木一丁目～葛飾区立石七丁目)	P. 11
6	東京都市計画都市高速鉄道事業 京王電鉄京王線 (笹塚駅～仙川駅間) (世田谷区給田三丁目～渋谷区笹塚一丁目)	P. 13

平成28年度第2回事業評価委員会 評価対象事業位置図(1/2 区部)



案件番号	事業種別	事業名 (事業箇所を括弧書き)	実施主体
街-11	街路事業	東京都市計画都市高速鉄道事業 京成電鉄押上線 (四ツ木駅～青砥駅間) (葛飾区四ツ木一丁目～葛飾区立石七丁目)	東京都 (建設局)
街-12	街路事業	東京都市計画都市高速鉄道事業 京王電鉄京王線 (笹塚駅～仙川駅間) (世田谷区給田三丁目～渋谷区笹塚一丁目)	東京都 (建設局)

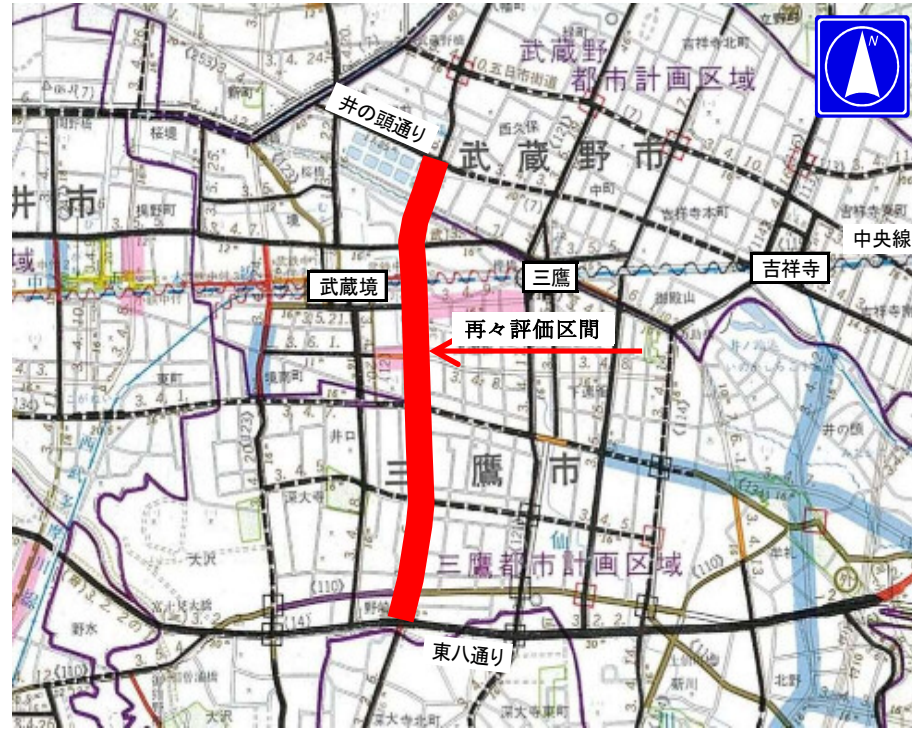
平成28年度第2回事業評価委員会 評価対象事業位置図(2/2 多摩部)



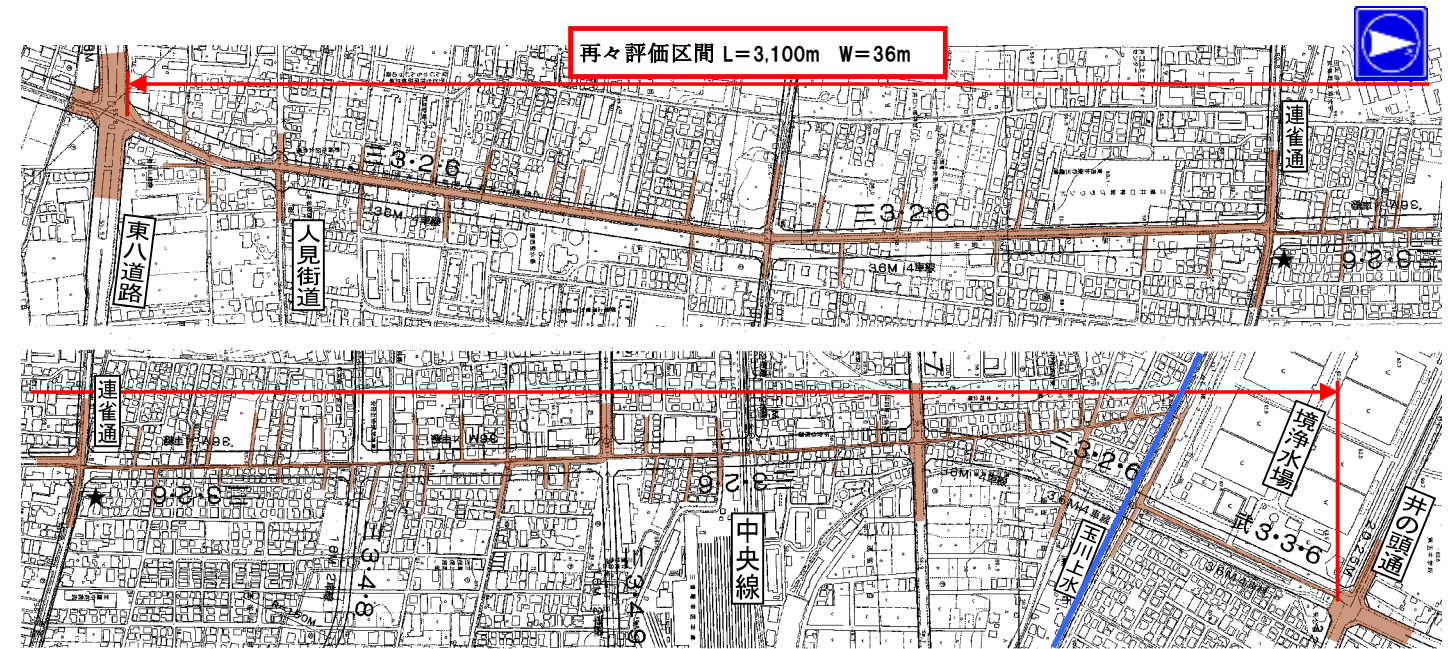
案件番号	事業種別	事業名 (事業箇所を括弧書き)	実施主体
街-7	街路事業	三鷹都市計画道路3・2・6号線 武蔵野都市計画道路3・3・6号線 (三鷹市野崎二丁目～武蔵野市関前一丁目)	東京都 (建設局)
街-8	街路事業	町田市都市計画道路3・3・36号線 (町田市本町田～旭町三丁目)	東京都 (建設局)
街-9	街路事業	国分寺都市計画道路3・2・8号線 (府中市武蔵台三丁目～国分寺市東戸倉二丁目)	東京都 (建設局)
街-10	街路事業	東村山都市計画都市高速鉄道事業 西武鉄道新宿線、 国分寺線及び西武園線(東村山駅付近) (東村山市本町四丁目～久米川町五丁目、 本町二丁目～本町一丁目、本町二丁目～野口町四丁目)	東京都 (建設局)



位置図

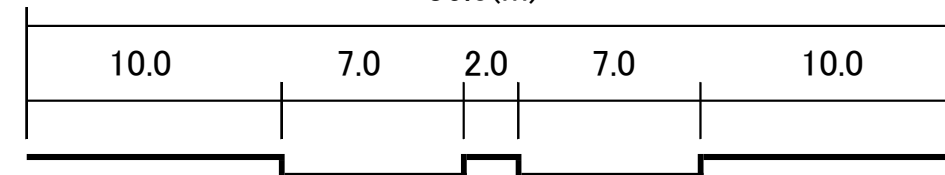


事業内容を示す図面



計画幅員

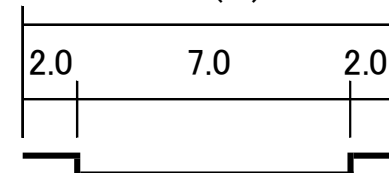
36.0(m)



現況幅員

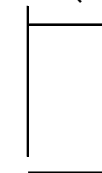
(東八通り～連雀通り間)

11.0(m)



(連雀通り～JR中央線付近間)

3.6(m)



事業概要

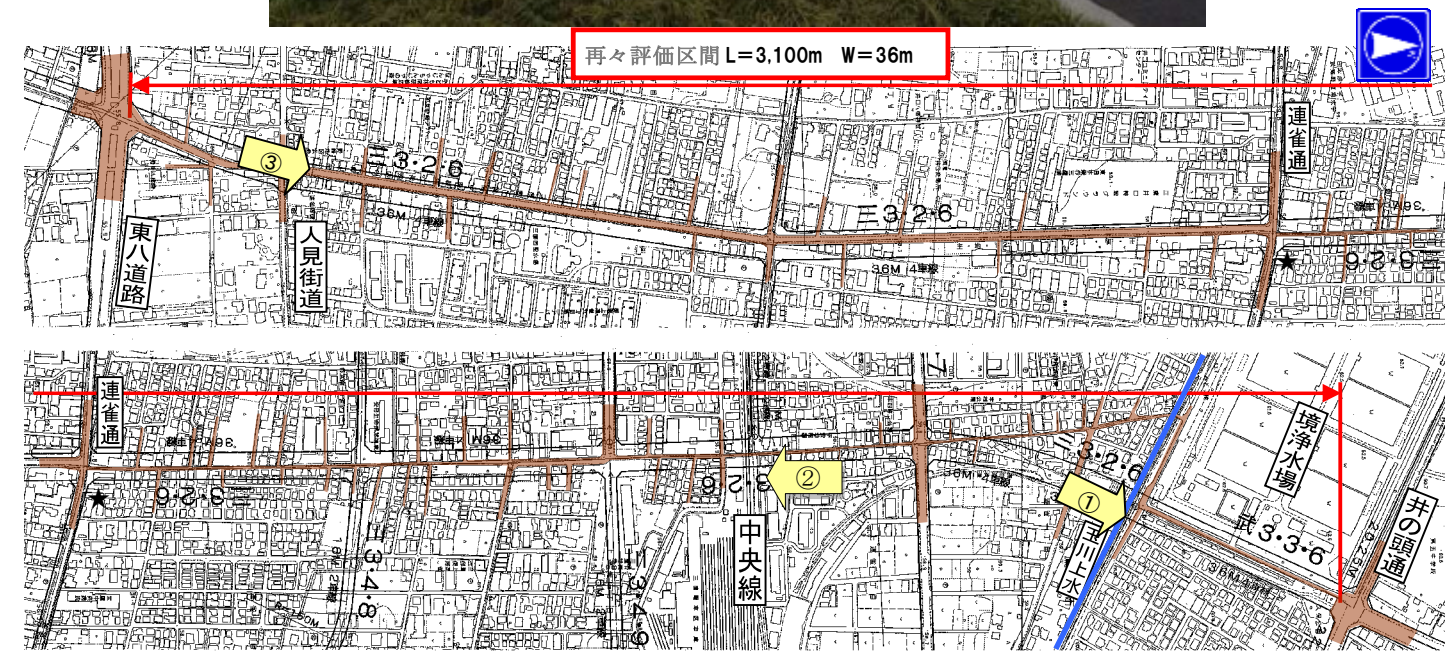
多摩南北主要5路線の1つである調布保谷線は、稲城市矢野口を起点とし、調布市、三鷹市、武蔵野市、西東京市を經由して埼玉県境を終点とする延長約14.2kmの都市計画道路である。このうち、本事業区間「三鷹・武蔵野区間」は、三鷹市野崎二丁目から武蔵野市関前一丁目までの延長約3.1kmの区間である。

本事業区間の整備により、都市の骨格をなす幹線道路ネットワークの形成、多摩地域における都市間の相互連携の強化を図る。また、自動車交通の分散による交通渋滞の緩和、災害時の避難路や延焼遮断帯として地域の防災性向上を図るほか、ゆとりある歩道・自転車走行空間の整備や電線類の地中化により、安全で快適な歩行空間を確保し、都市景観の向上を図る。

なお、本事業区間においては、沿道環境に配慮するため、歩道、自転車走行空間及び植樹帯等で構成される幅員10mの環境施設帯を設ける。

事業の種類	街路事業
事業の名称	三鷹都市計画道路3・2・6号線 武蔵野都市計画道路3・3・6号線
評価の実施主体	東京都知事
事業所管部署	東京都建設局道路建設部街路課
評価該当要件	5年間未着工・10年間継続・ その他 (5年間継続)
対応方針(案)	継続 ・中止

事業内容を示す図面及び写真

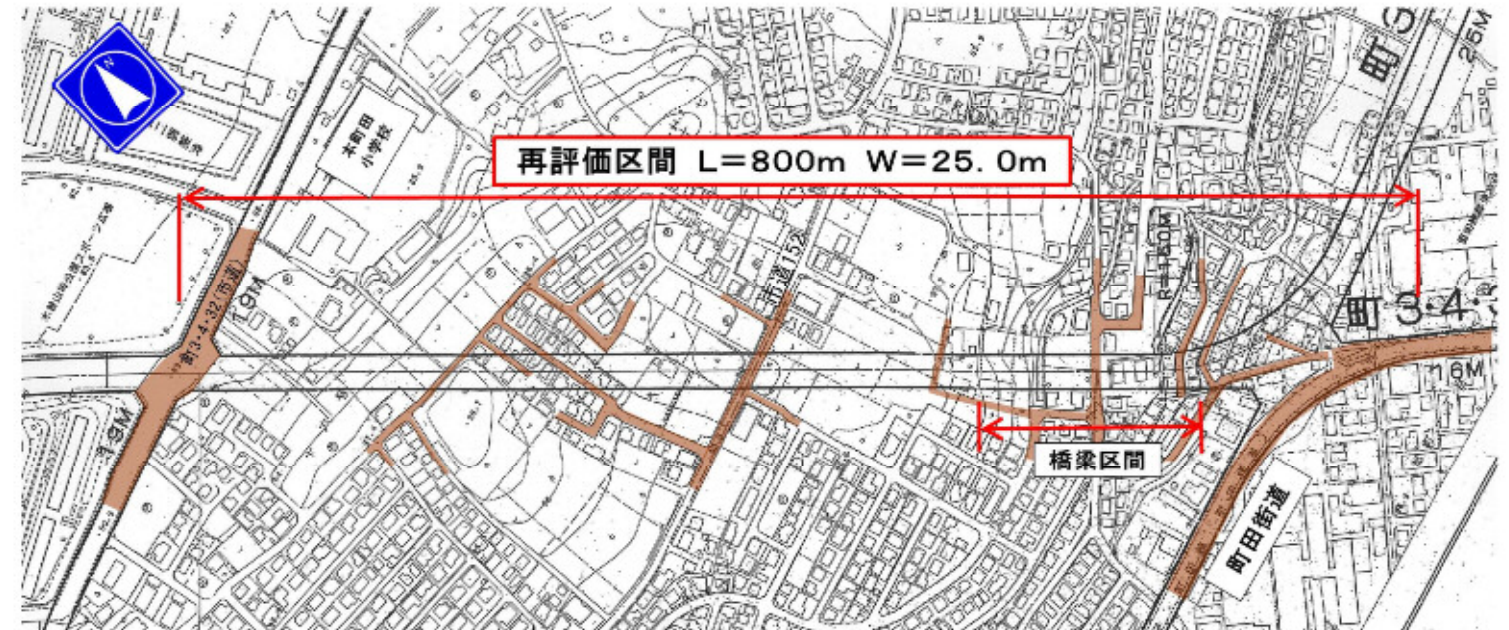


事業の種類	街路事業
事業の名称	三鷹都市計画道路3・2・6号線 武蔵野都市計画道路3・3・6号線
評価の実施主体	東京都知事
事業所管部署	東京都建設局道路建設部街路課
評価該当要件	5年間未着工・10年間継続・ その他 (5年間継続)
対応方針(案)	継続 ・中止

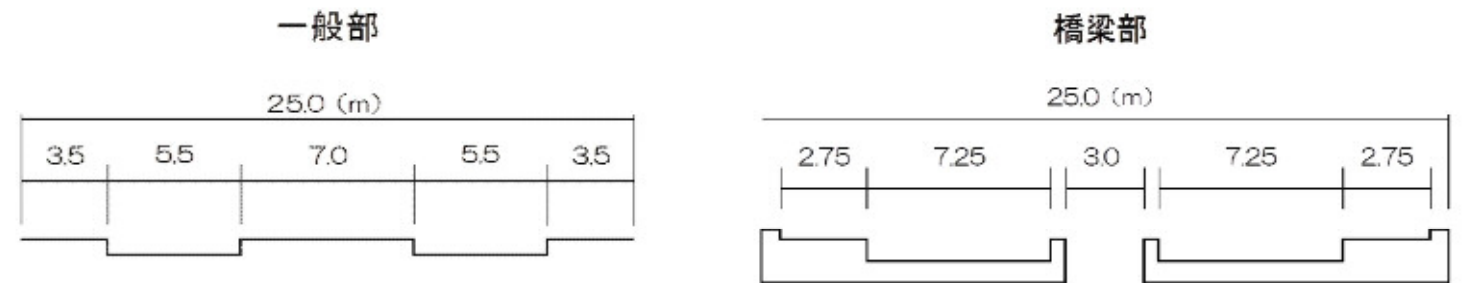
位置図



事業内容を示す図面



計画幅員



現況幅員

現道なし

事業概要

町田 3・3・36 号線は、町田市相原町から同市鶴間に至る延長約 1 8 . 1 k m の都市計画道路で、多摩地域の骨格を形成する幹線道路である。

本事業は、町田市本町田を起点とし、町田市旭町三丁目に至る延長 0 . 8 k m の区間について、幅員 2 5 m の道路を新設するものである。

当該区間の整備により、町田市中心部へのアクセスが向上するとともに、周辺道路の交通分散が図られる。また、歩道の整備や、電線類の地中化を行うことで、快適で安全な歩行空間が確保される。

事業の種類	街路事業
事業の名称	町田都市計画道路 3・3・36 号線
評価の実施主体	東京都知事
事業所管部署	東京都建設局道路建設部街路課
評価該当要件	5 年間未着工・ <input checked="" type="checkbox"/> 10 年間継続・その他 ()
対応方針 (案)	<input checked="" type="checkbox"/> 継続・中止

事業内容を示す図面及び写真

①



③



②



写真撮影方向



事業の種類	街路事業
事業の名称	町田都市計画道路3・3・36号線
評価の実施主体	東京都知事
事業所管部署	東京都建設局道路建設部街路課
評価該当要件	5年間未着工・ 10年間継続 ・その他()
対応方針(案)	継続 ・中止

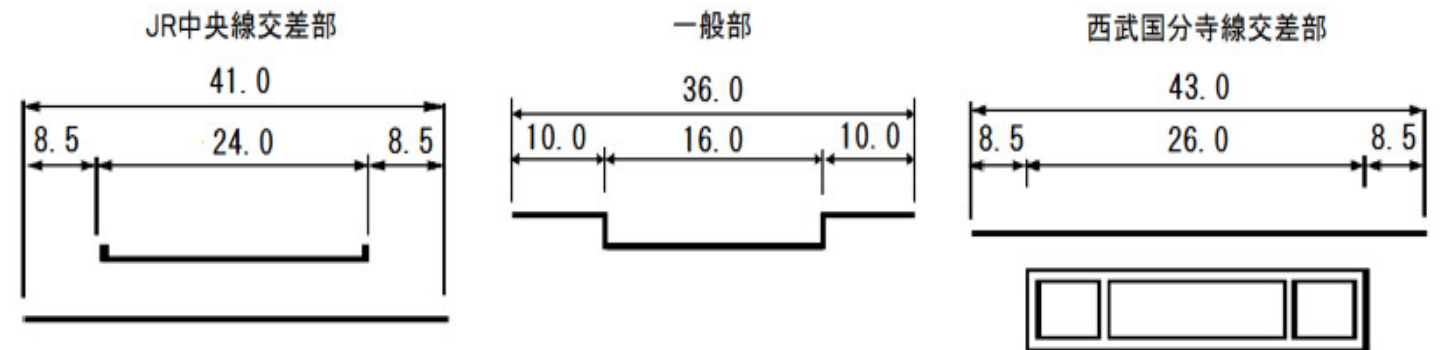
位置図



事業内容を示す図面



計画幅員



現況幅員
現道なし

事業概要

多摩南北主要5路線の1つである府中所沢線は、府中市住吉町を起点とし、国分寺市、小平市及び東村山市を經由して埼玉県境を終点とする延長約13.6kmの都市計画道路である。このうち、本事業区間「国分寺区間」は、府中市武蔵台三丁目から国分寺市東戸倉二丁目までの延長約2.5kmの区間である。

本事業区間の整備により、都市の骨格をなす幹線道路ネットワークの形成、多摩地域における都市間の相互連携の強化を図る。また、自動車交通の分散による交通渋滞の緩和、災害時の避難路や延焼遮断帯として地域の防災性向上を図るほか、ゆとりある歩道・自転車走行空間の整備や電線類の地中化により、安全で快適な歩行空間を確保し、都市景観の向上を図る。

なお、本事業区間においては、沿道環境に配慮するため、歩道、自転車走行空間及び植樹帯等で構成される幅員10mの環境施設帯を設ける。

事業の種類	街路事業
事業の名称	国分寺都市計画道路3・2・8号線
評価の実施主体	東京都知事
事業所管部署	東京都建設局道路建設部街路課
評価該当要件	5年間未着工・10年間継続・その他 ()
対応方針(案)	継続・中止

事業内容を示す図面及び写真

①



③



②



事業の種類	街路事業
事業の名称	国分寺都市計画道路3・2・8
評価の実施主体	東京都知事
事業所管部署	東京都建設局道路建設部街路課
評価該当要件	5年間未着工・10年間継続・その他 ()
対応方針(案)	継続 中止

位置図



事業概要

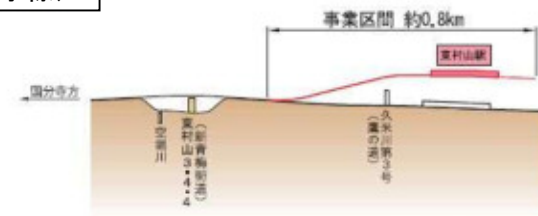
本事業は、西武鉄道新宿線の東村山駅付近の約4.5kmにおいて、鉄道を高架化することにより、5箇所の踏切を除却し、都市内交通の円滑化を図るとともに、分断された市街地の一体化による都市の活性化を図る事業である。

これにより、道路ネットワークの形成を促進し、交通渋滞や地域分断を解消するとともに、地域の活性化にも資する極めて効果の高い事業である。

事業内容を示す図面



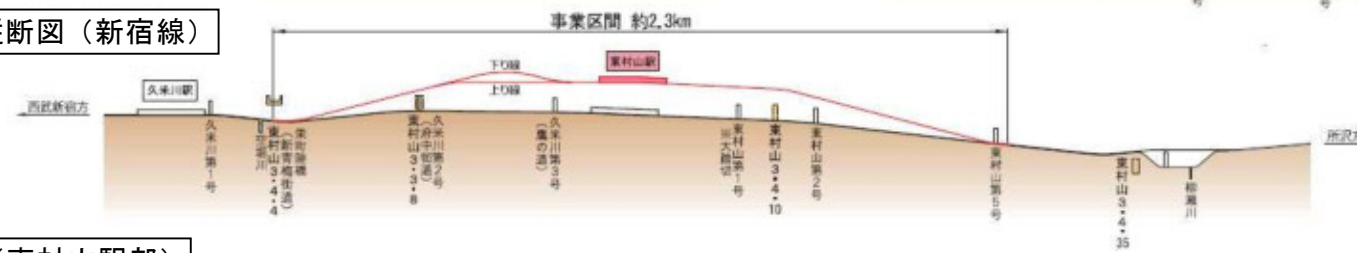
縦断面図 (国分寺線)



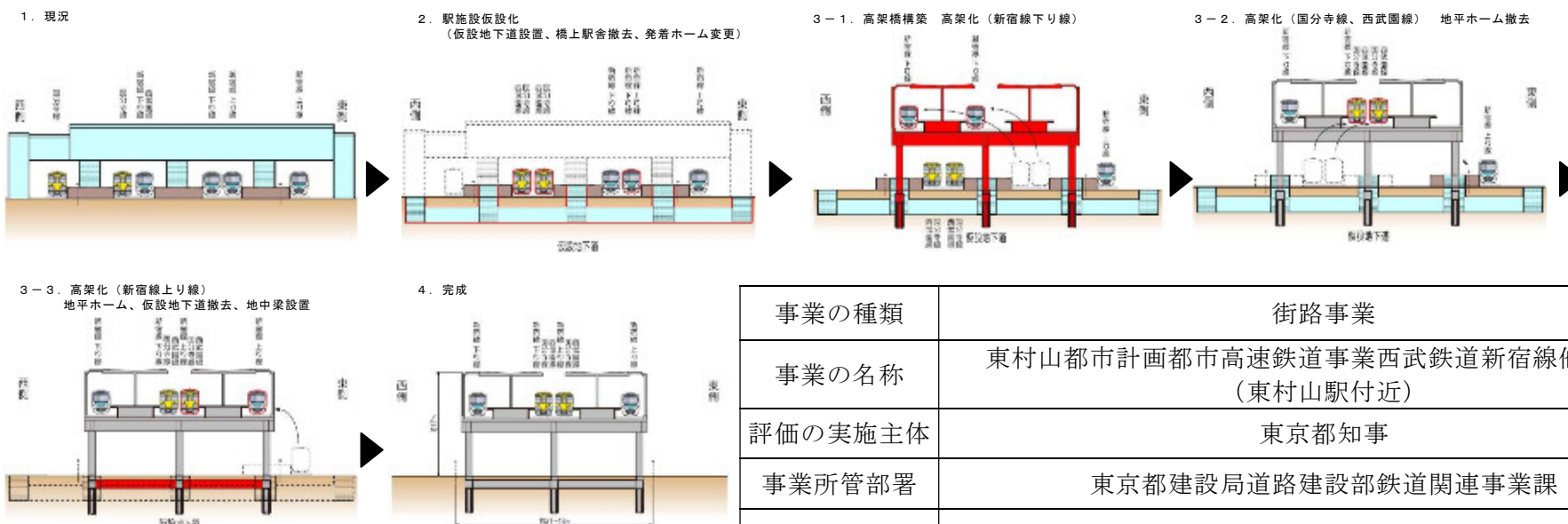
縦断面図 (西武園線)



縦断面図 (新宿線)



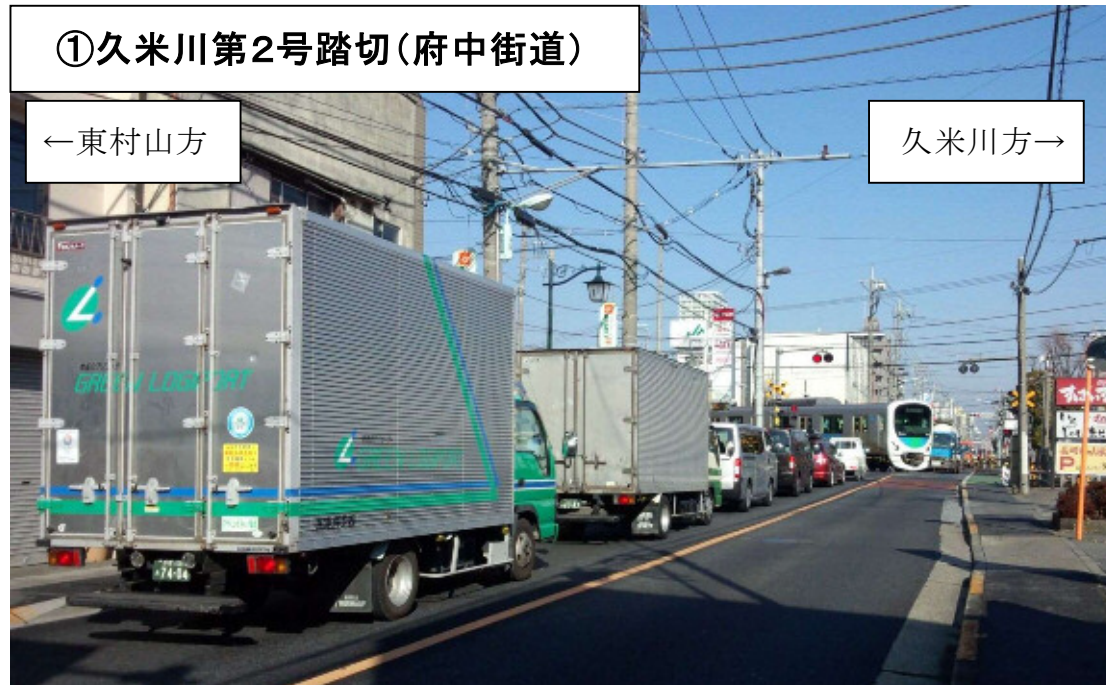
施工順序図(東村山駅部)



事業の種類	街路事業
事業の名称	東村山都市計画都市高速鉄道事業西武鉄道新宿線他2路線(東村山駅付近)
評価の実施主体	東京都知事
事業所管部署	東京都建設局道路建設部鉄道関連事業課
評価該当要件	5年間未着工・10年間継続・その他(5年間継続)
対応方針(案)	継続・中止

事業内容を示す図面及び写真

①久米川第2号踏切(府中街道)



③東村山駅構内



②東村山第1号踏切(大踏切)



写真位置図

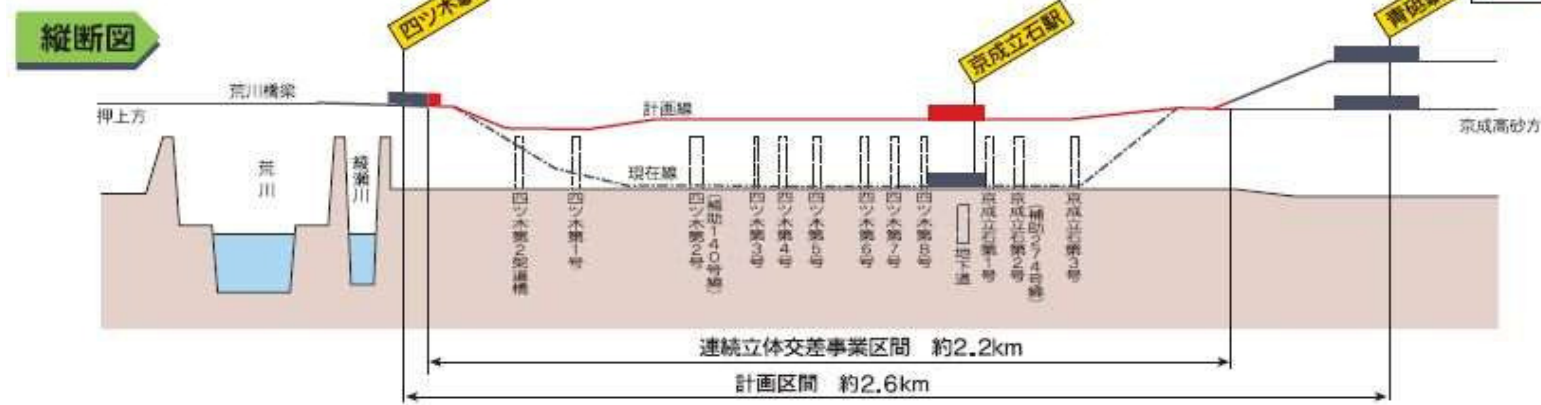


事業の種類	街路事業
事業の名称	東村山都市計画都市高速鉄道事業西武鉄道新宿線他2路線 (東村山駅付近)
評価の実施主体	東京都
事業所管部署	東京都建設局道路建設部鉄道関連事業課
評価該当要件	5年間未着工・10年間継続・その他(5年間継続)
対応方針(案)	継続・中止

位置図



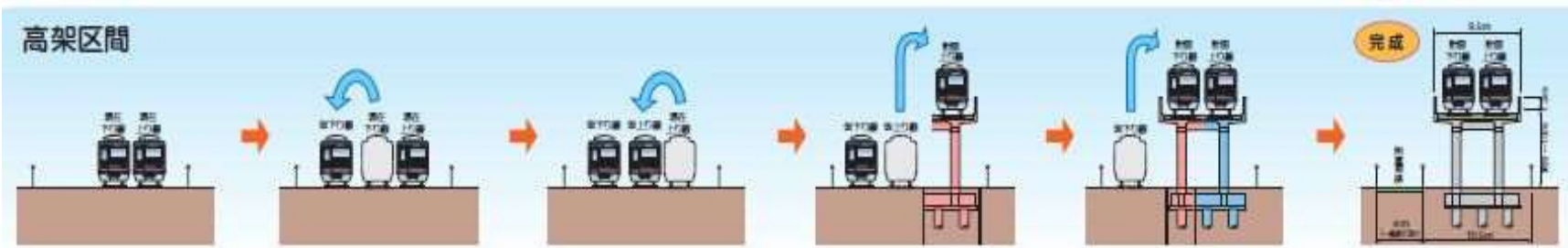
事業内容を示す図面



事業概要

京成押上線の四ツ木駅から青砥駅までの約2.2kmの区間を連続して高架化し、11箇所の踏切を除却することで、踏切遮断による交通渋滞や踏切事故の解消を図るものである。また、本事業に合わせ立石駅付近の駅前広場や都市計画道路等の都市基盤を整備し、地区計画や周辺のまちづくりを進め、地域の活性化・一体化を図るものである。

施行順序図 (一般部)



事業の種類	街路事業
事業の名称	東京都市計画都市高速鉄道事業 京成電鉄押上線(四ツ木～青砥間)
評価の実施主体	東京都知事
事業所管部署	東京都建設局道路建設部鉄道関連事業課
評価該当要件	5年間未着工・10年間継続・ <u>その他</u> (5年間継続)
対応方針(案)	<u>継続</u> ・中止

事業内容を示す図面及び写真

①



③



②



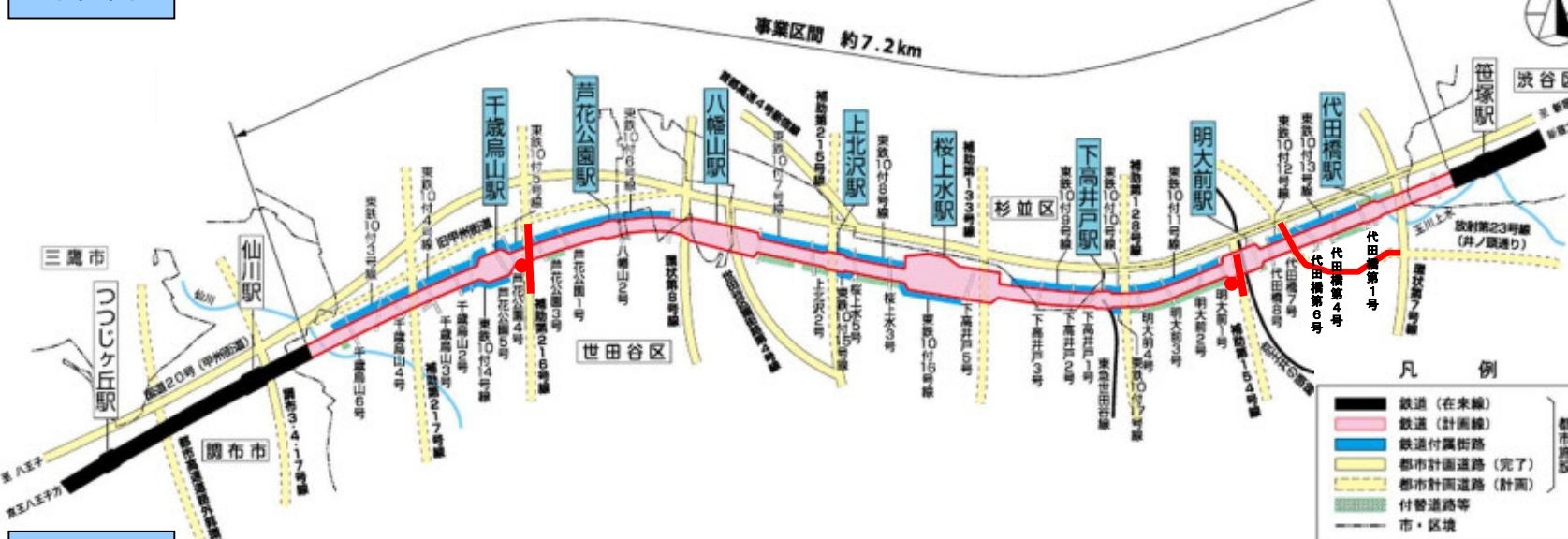
事業の種類	街路事業
事業の名称	東京都市計画都市高速鉄道事業 京成電鉄押上線(四ツ木駅～青砥駅間)
評価の実施主体	東京都知事
事業所管部署	東京都建設局道路建設部鉄道関連事業課
評価該当要件	5年間未着工・10年間継続・ その他 (5年間継続)
対応方針(案)	継続 ・中止

位置図

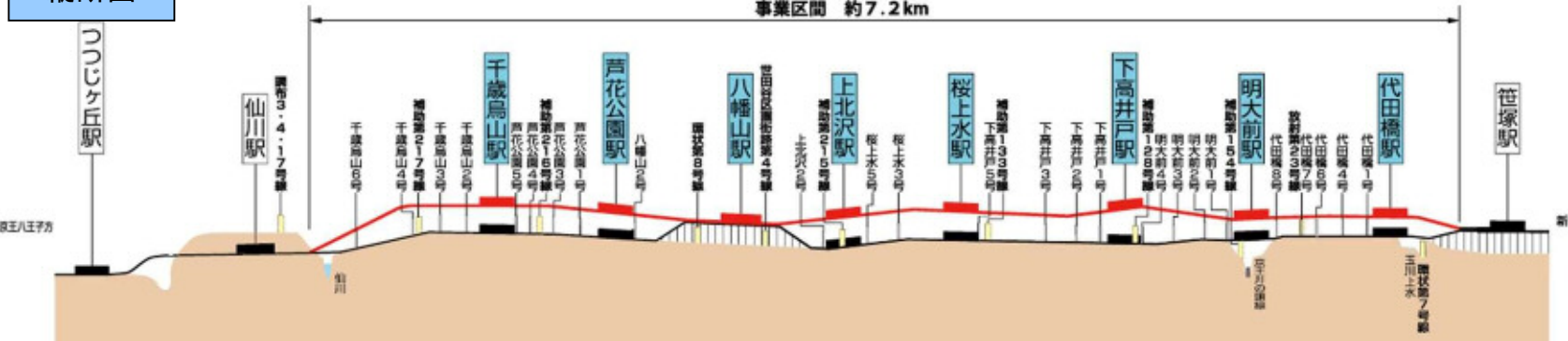


事業内容を示す図面

平面図



縦断面図

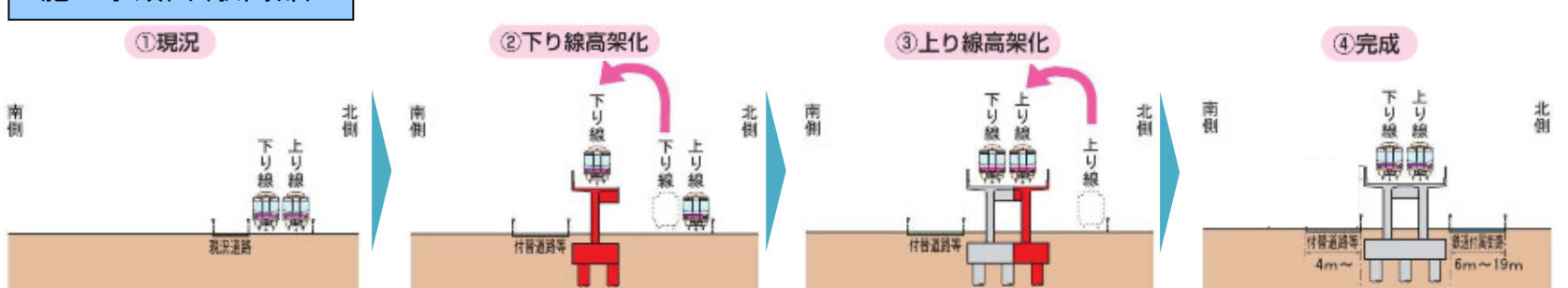


事業概要

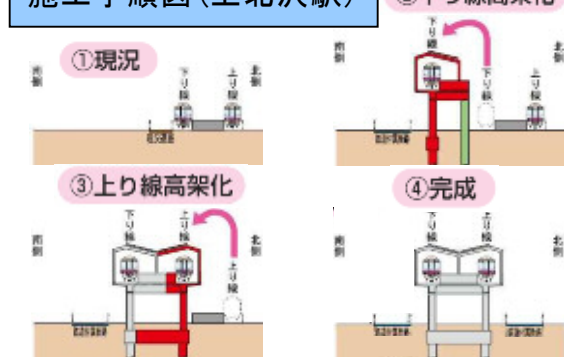
本事業は、京王電鉄京王線の笹塚駅から仙川駅間の約7.2kmにおいて鉄道を高架化することにより、25箇所の踏切を除却し、都市内交通の円滑化を図るとともに、分断された市街地の一体化による都市の活性化を図る事業である。

これにより、道路ネットワークの形成を促進し、交通渋滞や地域分断を解消するとともに、地域の活性化にも資する極めて効果の高い事業である。

施工手順図(駅間部)



施工手順図(上北沢駅)



事業の種類	街路事業
事業の名称	東京都都市計画都市高速鉄道事業 京王電鉄京王線(笹塚駅~仙川駅間)
評価の実施主体	東京都知事
事業所管部署	東京都建設局道路建設部鉄道関連事業課
評価該当要件	5年間未着工・10年間継続・ その他 (5年間継続)
対応方針(案)	継続 ・中止

① 代田橋6号踏切(井ノ頭通り)(代田橋駅～明大前駅間)

←調布方

新宿方→



② 下高井戸1号踏切(下高井戸駅付近)

←調布方

新宿方→



事業内容を示す図面及び写真

③ 上北沢駅南側付近



用地取得後の更地

写真位置図



事業の種類	街路事業
事業の名称	東京都市計画都市高速鉄道事業 京王電鉄京王線(笹塚駅～仙川駅間)
評価の実施主体	東京都知事
事業所管部署	東京都建設局道路建設部鉄道関連事業課
評価該当要件	5年間未着工・10年間継続・その他(5年間継続)
対応方針(案)	継続・中止